

平成29年度看護学教育ワークショップ

# 高等教育行政における看護学教育への期待と質保証の課題

平成29年10月26日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省高等教育局医学教育課

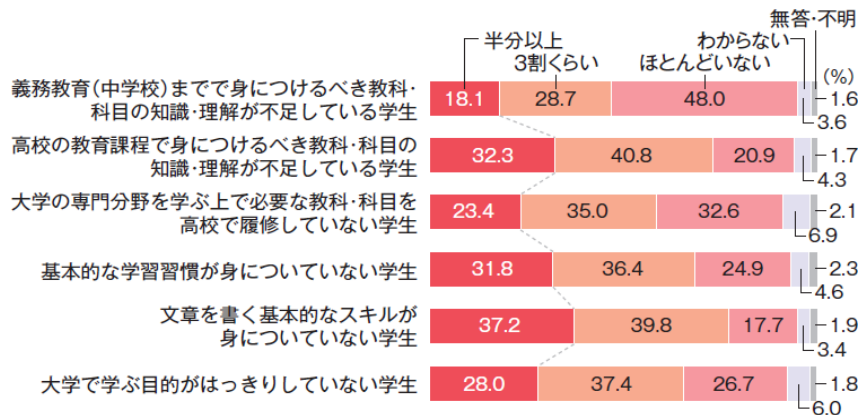
齊藤 しのぶ

# 1.大学教育の現状について

# 大学入学者の学力・学習状況に関する関係者の認識

## 入学者の学力・学習の状況(全体)【大学】

Q: 貴学科の1年生についてお聞きします。貴学科の今年度の1年生で、次のような学生はどれくらいいますか。



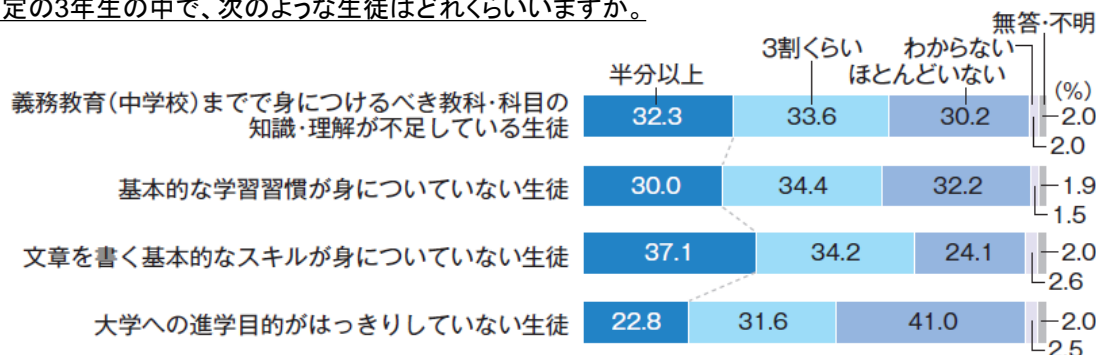
設置者別  
「半分以上」の%

国公立 (602)	私立 (1,410)
5.8	23.3
11.5	41.3
12.1	28.2
14.5	39.2
24.4	42.6
21.1	31.0

注1) 「半分以上」の割合は、「ほとんど全員」「7割くらい」「半分くらい」の合計の値。図1-2も同じ。  
注2) 設置者別の表の黄色は、20ポイント以上の差があるものを表す。

## 四年制大学に進学予定の3年生の学力・学習の状況(全体)【高校】

Q: 貴校から四年制大学に進学する予定の生徒(3年生)についてうかがいます。進学予定の3年生の中で、次のような生徒はどれくらいいますか。



学科系統別  
「半分以上」の%

普通科 (908)	総合学科 (85)	専門学科 (235)
29.8	45.9	37.0
28.3	41.2	32.4
35.2	45.9	41.7
23.4	24.7	20.4

(出典) ベネッセ教育総合研究所「高大接続に関する調査(2013年)」

【調査対象】  
・全国の高等学校の校長  
・全国の大学の学科長

【有効回答数】  
・高校1,228名(配布数2,500通、回収率49.1%)  
・大学2,012名(配布数5,060通、回収率39.8%)

【調査時期】  
・2013年11月~12月

# 大学生の学修時間の状況について

国立教育政策研究所「大学生の学習実態に関する調査研究」(平成28年3月)

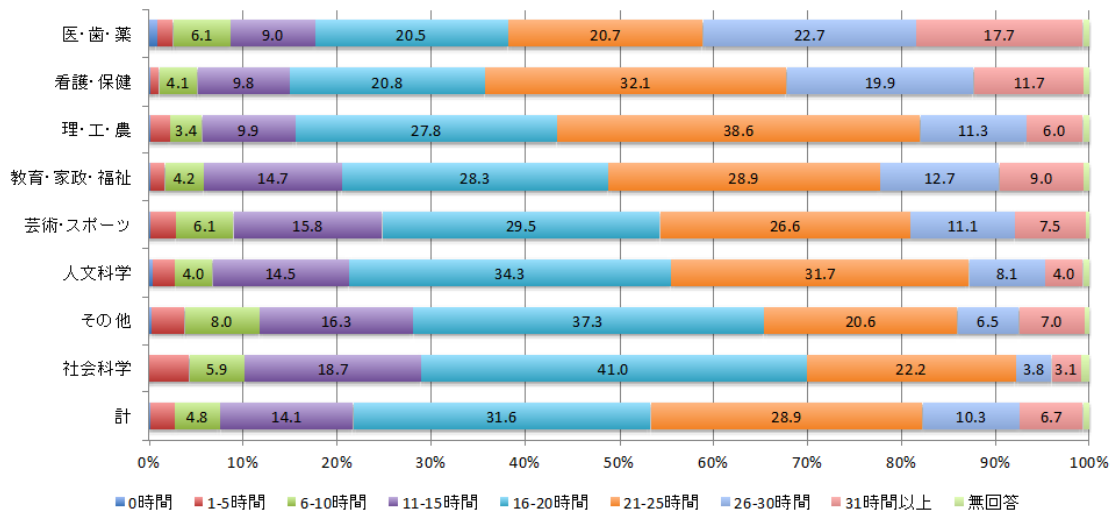
## 授業への出席

○1週間当たりの授業出席時間の平均は約20時間(1年生、2年生)

○専攻分野別では、

- ・「医・歯・薬」、「看護・保健」では6割以上、「理・工・農」、「教育・家政」でも5割以上の学生が週に「21～25時間」以上授業に出席
- ・「社会科学」ではその割合は3割程度

図1 専攻分野別 1週間当たりの授業への出席時間(1・2年生)



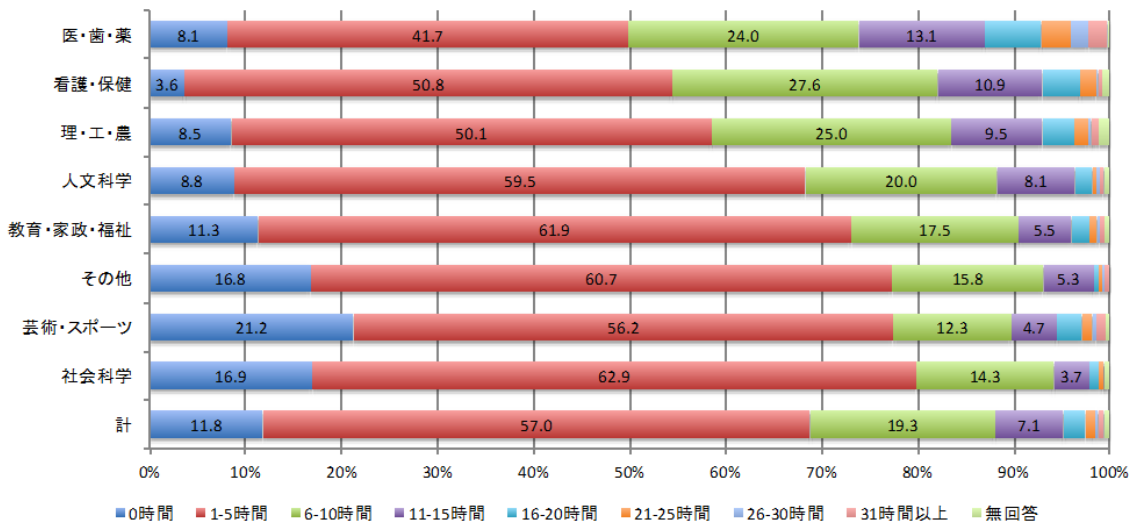
## 授業の予習・復習

○1週間当たりの授業の予習・復習等の時間の平均は授業出席時間の4分の1(1年生、2年生)

○専攻分野別では、

- ・いずれの分野においても最頻値は「1～5時間」
- ・授業への出席時間が長い「医・歯・薬」、「看護・保健」においては比較的長い
- ・「社会科学」では週当たりの予習・復習等の時間が「1～5時間」以下の学生が8割

図2 専攻分野別 1週間当たりの授業の予習・復習等の時間(1・2年生)

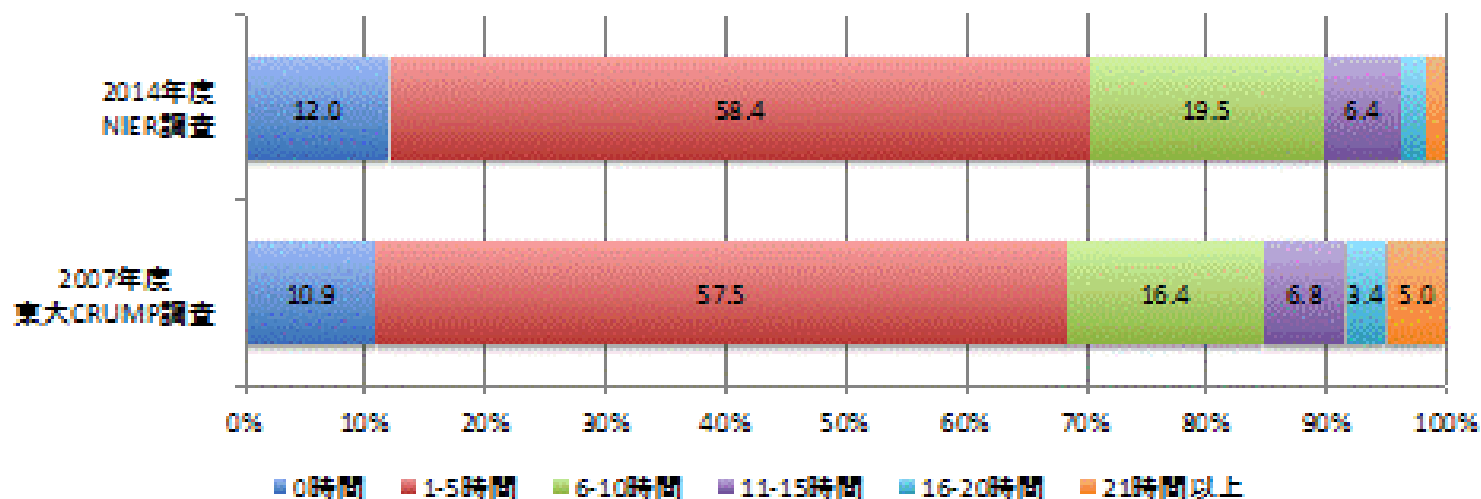


## (参 考)

○同様の調査票を用いて2007年度に全国の大学生を対象に東京大学大学経営・政策センターが実施した調査(東大CRUMP調査)の結果(金子元久(2013)『大学教育の再構築—学生を成長させる大学へ』、東京大学出版会、p.39より引用)によれば、  
・1年生の授業に関連した自律的学習時間は「0時間」が10.9%、「1～5時間」が57.5%、「6～10時間」が16.4%であり、今回(2014年度)の結果とほぼ同じ

○国立教育政策研究所が実施した調査(NIER調査)と東大CRUMP調査では、調査対象者の抽出方法、調査の実施時期(実施月)が異なるため、厳密な意味での比較をすることはできないが、この7年間で授業に関連する自律的学習時間が大きく変化したとは言えないと解釈できる。

### 授業に関連した自律的学習時間の変化(2007年度・2014年度)



先を見通すことの難しい時代において、生涯を通じて不断に学び、考え、予想外の事態を乗り越えながら、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献していくことができる人間を育てることが必要。



## 社会で自立して活動していくために必要な「学力の3要素」

- ① 知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

## 2. 大学の質保証の概要

# 平成15年の質保証に関する制度改革の概要

## 【規制改革の動き】

### ○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 【中央教育審議会の提言】

### ○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

- ・ 設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・ 抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・ 審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・ 国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・ 評価結果を公表  
（・自己点検・評価の公表を義務化（平成16年））

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・ 段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



## ①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

### ○届出制度の導入（学校教育法の改正）

○抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）

○設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

## ②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

## ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）



# 設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

## ◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

## ◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

## ◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

## ◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

## ◆収容定員◆

- 収容定員

## ◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

## ◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

## ◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

## ◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織

## ◆共同教育課程に関する特例◆

## ◆国際連携学科に関する特例◆

## ◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

# 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

## 【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科

※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

## 【審査の基準】 教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

### ①教学面：文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

#### ◆全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

#### ◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

## 【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

### ②財政計画・管理運営：文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。

〔施設・設備の整備状況〕

- ・校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。(校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。)

〔設置経費〕

- ・施設及び設備の設置経費が標準設置経費(※)を下回っていないこと。

〔経常経費〕

- ・人件費等の経常経費については、標準経常経費(※)を下回っていないこと。

〔設置に必要な財源〕

- ・設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

〔管理運営〕

- ・大学等を設置するにふさわしい管理運営体制(役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など)が整備されていること。

※ 大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

# 設置計画履行状況調査（アフターケア）について

## 1. 目的

○大学等の設置後、設置認可時の留意事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況などの設置計画の履行状況等について報告を求め、確実に履行されているかを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施。

## 2. 根拠

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）  
（平成18年3月31日 文部科学省令第12号）

（履行状況についての報告等）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

## 3. 調査の付託先委員会

○設置計画履行状況等調査委員会

## 4. 調査方法

○各大学から提出された『設置計画履行状況報告書』等に基づき、悉皆の「書面調査」を行った上、必要に応じ、「面接調査」又は「実地調査」を実施。【平成26年度実績】書面調査844件（うち面接調査27件、実地調査50件）

## 5. 調査の結果

○調査結果については、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に報告し、審議の上、留意事項を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表。

### 【平成26年度調査からの主な改正ポイント】

○委員会が付す意見を「是正意見」「改善意見」「その他意見」に区分し、意見レベルを明確化。

○是正意見を受けながら改善しない場合に「警告」を発し、是正を促す仕組みを導入。（警告が2回あった場合「設置計画履行状況が不適当な状態」に該当。）

○収容定員増の認可を受けたもの（一部）をAC対象とするとともに、意見が解消するまでがAC対象であることを明確化。

# 認証評価制度の概要

## 【概要】

- ・平成16年度から、大学は、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられている。

## 【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、**大学等が社会的評価を受ける**
- ・評価結果を踏まえて**大学等が自ら改善を図る**

## 【種類】

### ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価

（7年以内ごと）

### ② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価

（5年以内ごと）

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

## 【大学評価基準】

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。大学評価基準については文部科学省令において大枠（※）が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

（※）文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること

- ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

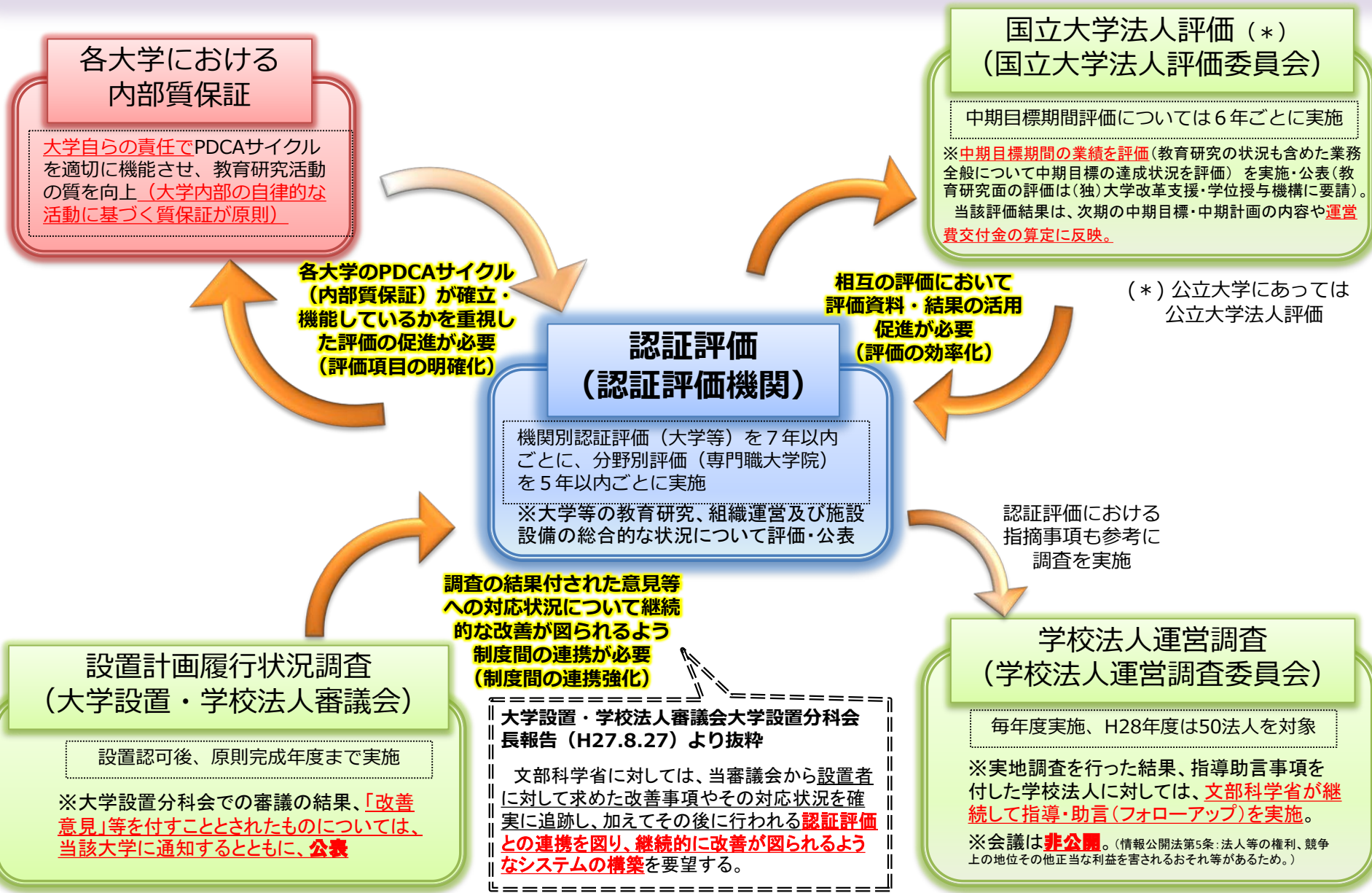
## 【評価の方法】

認証評価の方法については、①大学の自己点検・評価の結果分析及び②大学への実地調査が義務付け。

## 【評価結果の公表等】

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

# 認証評価制度と他の質保証制度との関係について(イメージ図)



## 各大学における内部質保証

大学自らの責任でPDCAサイクルを適切に機能させ、教育研究活動の質を向上 (大学内部の自律的な活動に基づく質保証が原則)

各大学のPDCAサイクル(内部質保証)が確立・機能しているかを重視した評価の促進が必要(評価項目の明確化)

## 国立大学法人評価 (\*)(国立大学法人評価委員会)

中期目標期間評価については6年ごとに実施  
 ※中期目標期間の業績を評価(教育研究の状況も含めた業務全般について中期目標の達成状況を評価)を実施・公表(教育研究面の評価は(独)大学改革支援・学位授与機構に要請)。当該評価結果は、次期の中期目標・中期計画の内容や運営費交付金の算定に反映。

(\* ) 公立大学にあつては公立大学法人評価

## 認証評価 (認証評価機関)

機関別認証評価(大学等)を7年以内ごとに、分野別評価(専門職大学院)を5年以内ごとに実施  
 ※大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価・公表

相互の評価において評価資料・結果の活用促進が必要(評価の効率化)

認証評価における指摘事項も参考に調査を実施

## 設置計画履行状況調査 (大学設置・学校法人審議会)

設置認可後、原則完成年度まで実施

※大学設置分科会での審議の結果、「改善意見」等を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表

調査の結果付された意見等への対応状況について継続的な改善が図られるよう制度間の連携が必要(制度間の連携強化)

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長報告(H27.8.27)より抜粋  
 文部科学省に対しては、当審議会から設置者に対して求めた改善事項やその対応状況を確実に追跡し、加えてその後に行われる認証評価との連携を図り、継続的に改善が図られるようなシステムの構築を要望する。

## 学校法人運営調査 (学校法人運営調査委員会)

毎年度実施、H28年度は50法人を対象

※実地調査を行った結果、指導助言事項を付した学校法人に対しては、文部科学省が継続して指導・助言(フォローアップ)を実施。  
 ※会議は非公開。(情報公開法第5条:法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあるため。)



# 大学の情報公開制度等

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～）

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）

### 【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
  - 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公開への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（（略））に係るものにあつては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
- 二～四（略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
  - 一～五（略）
  - 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
  - 七・八（略）

# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学の**アカウンタビリティの強化**、**進学希望者の適切な進路選択支援**、我が国の**高等教育機関の国際的信頼性の向上**

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

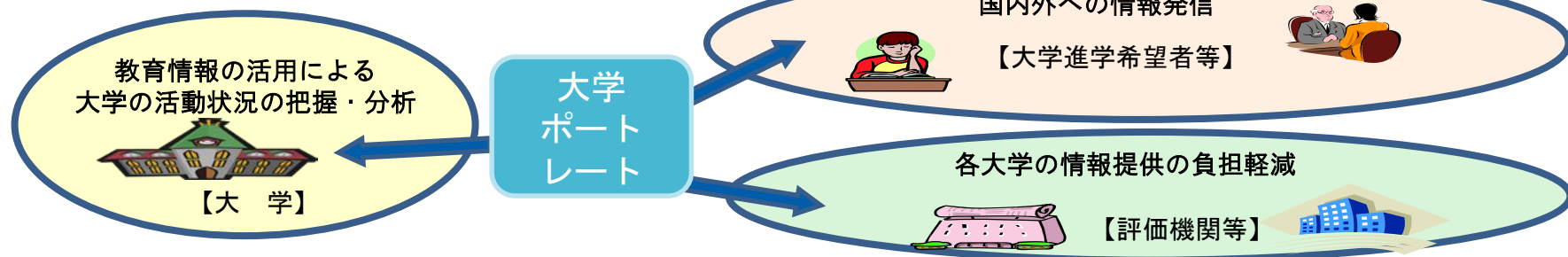
→ **エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化**による**大学教育の質的転換の加速**。**外部評価による質保証システムの強化**。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ **大学運営の効率性の向上**

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報(※)の発信を開始。

## 大学ポートレートのイメージ



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や三つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

### 3. 「三つの方針」に基づく大学教育の実現について



## 三つの方針に基づく大学教育に関するこれまでの答申等

### 「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日中央教育審議会答申)(抄)

- どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。また、大学は国内外の環境の変化や激しい競争にさらされることから、このような努力を通じて、次の世代を担う者に対し、各人が学んでおくべき内容を示すという機能を果たすことも期待される。  
入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)についても、高等教育機関が(必要に応じて分野ごとに)明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

### 「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月24日中央教育審議会答申)(抄)

- 改革の実行に当たり、もっとも重要なのは、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、そして「入学者受入の方針」の三つの方針を明確にして示すことである。これらは、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」にそれぞれ対応する。大学の個性・特色とは、そうした方針において具体的に反映されるのである。
- また、設置認可・届出制度や第三者評価制度、自己点検・評価、情報公開等の各大学の自主的な質保証の取組、さらに大学間の連携や大学団体等による取組の充実を通して、学士課程教育の質を保証する仕組みを強化することが必要である。

### 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成24年8月28日中央教育審議会答申)(抄)

- 学士課程教育の質的転換への好循環のためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が不可欠である。ただし、この点の改善は、学生に向かって「学修時間を増やさない」と呼びかけることだけでは実現しない。学生の学修時間の増加・確保には、学生の主体的な学修を促す教育内容と方法の工夫が不可欠である。  
すなわち、大学の教員が、学生の主体的な学修の確立は当該学生にとっても社会にとっても必須であるという意識に立って、主体的な学修の仕方を身に付けさせ、それを促す方向で教育内容と方法の改善を行うこと、またそのような教員の取組を大学が組織的に保証することが必要である。
- 成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか(学位授与の方針)を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度(「アセスメント・ポリシー」)に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。
- 学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要である。

### 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日中央教育審議会答申)(抄)

- アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を見直す。
- 各大学は、求める学生像のみならず、各大学の入学者選抜の設計図として必要な事項をアドミッション・ポリシーにおいて明確化することが必要であり、高等学校及び大学において育成すべき「生きる力」「確かな学力」の本質を踏まえつつ、入学者に求める能力は何か、また、それをどのような基準・方法によって評価するのかを、アドミッション・ポリシーにおいて明確に示すことが求められる。
- アドミッション・ポリシーの策定に当たっては、各大学の強み、特色や社会的役割を踏まえつつ、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのかを明らかにした上で、個別選抜において、様々な能力や得意分野、異なる背景を持った多様な生徒が、高等学校までに培ってきたどのような力を、どのように評価するのかを明示する必要がある。
- 各大学においては、大学教育で身に付ける力等を明確にした上で、ナンバリングの導入等も含め、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが求められる。このような各大学の取組を推進するためには、(…) アドミッション・ポリシーと併せて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の一体的な策定を法令上位置付けることが必要である。

# 「三つの方針」に基づく大学教育改革の実現に向けた省令改正

## ≪学校教育法施行規則の改正≫

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。**

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成28年3月31日改正、平成29年4月1日施行)

### 大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現  
・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の  
質的転換

#### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化  
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、  
一貫性あるものとして策定

#### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、  
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

#### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、  
具体的な入学者選抜方法の明示

## ≪三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン≫ (平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つの方針の策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
  - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

(参考)

○学校教育法施行規則(昭和32年文部省令第11号) 抜粋

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針(大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。)を定めるものとする。

一 卒業の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること

二～三 (略)

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五～九 (略)

2・3 (略)

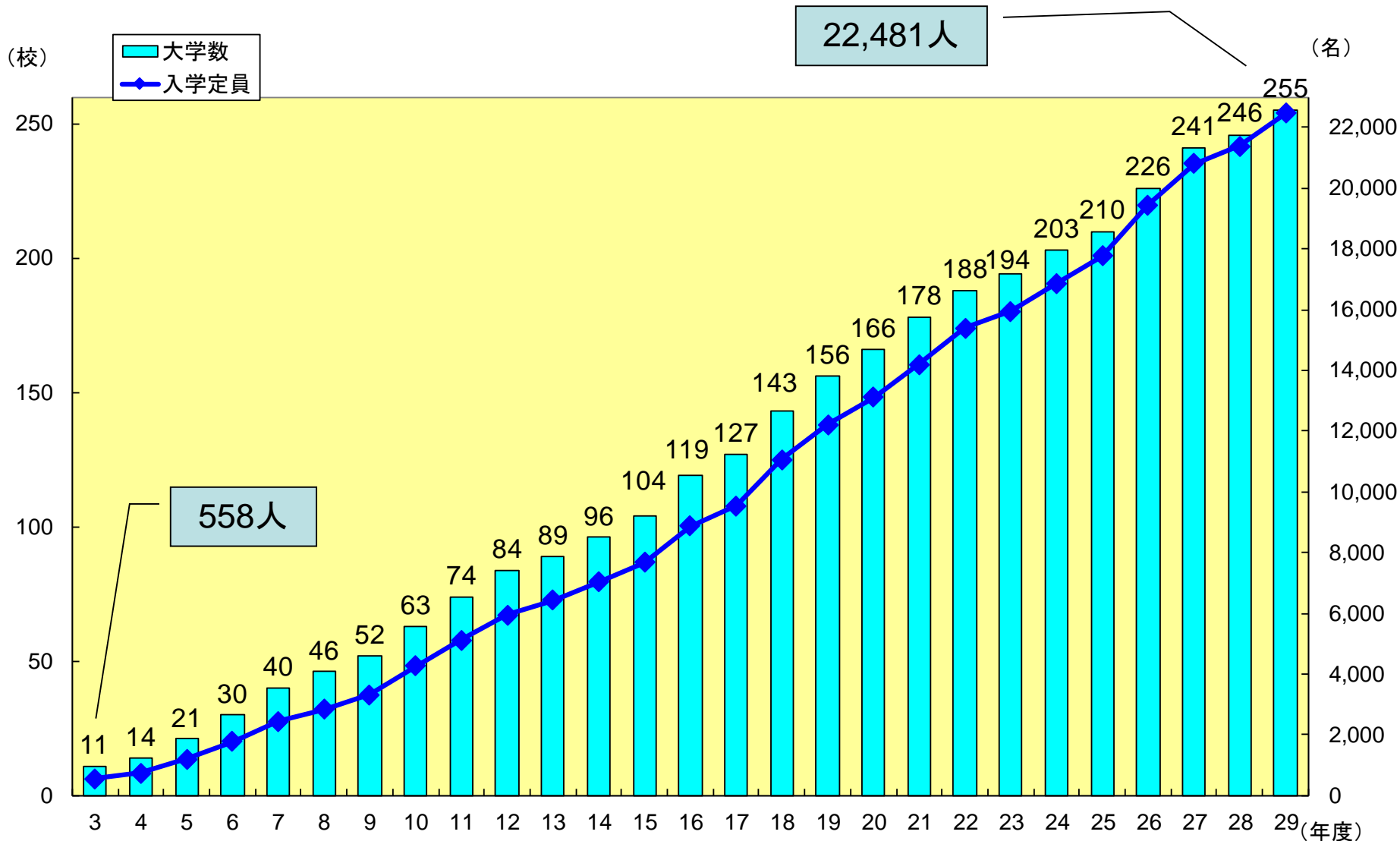
## 質保証に関する情報

- ・ 中央教育審議会大学分科会 平成28年3月18日  
認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1368868.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1368868.htm)
- ・ 中央教育審議会大学分科会 認証評価機関の認証に関する審査委員会  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/013/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/013/index.htm)
- ・ 日本学術会議 大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会  
回答 大学教育の分野別質保証の在り方について 平成22年7月22日  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-k100-1.pdf>
- ・ 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）, 「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369248\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369248_01_1.pdf)

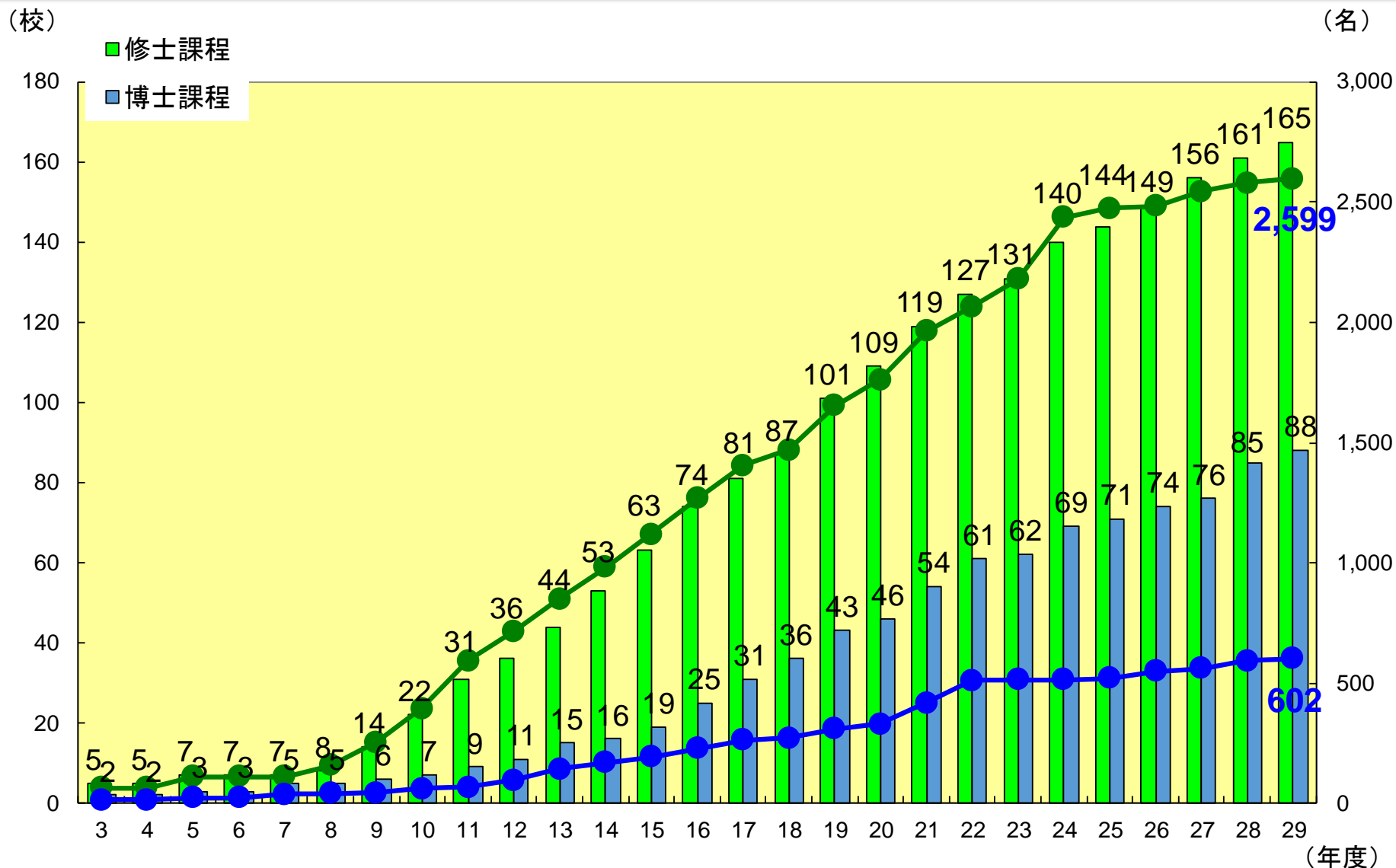
## 4. 看護系大学の現況

# 看護系大学数及び入学定員の推移

注: 1大学で複数の教育課程を有する大学があるため、教育課程数で 計上すると、H29年度は265課程となる。



# 看護系大学院数及び入学定員の推移



(注) 平成16年度以後の修士課程には、専門職大学院1大学院(入学定員40名)を含む。

# 都道府県別看護系大学数 (H29 255大学265課程)

国立 42大学(42課程)

公立 48大学(48課程)

私立 165大学(175課程)

地区別( )は、大学課程数/入学定員

関西地区

国立(5/370)

公立(9/795)

私立(37/3,145)

中部地区

国立(9/650)

公立(10/827)

私立(25/2,305)

東北地区

国立(4/280)

公立(5/432)

私立(11/830)

中国地区

国立(5/360)

公立(5/295)

私立(11/1,095)

関東地区

国立(5/325)

公立(7/610)

私立(64/5,971)

四国地区

国立(4/250)

公立(3/225)

私立(4/350)

九州地区

国立(8/529)

公立(6/490)

私立(15/1,350)

北海道地区

国立(2/130)

公立(3/180)

私立(8/687)

都道府県	国立	公立	私立	合計
大分	1	60	0	2
香川	1	60	0	2
鹿児島	1	80	0	2
山形	1	60	63	2
富山	1	80	0	1
和歌山	0	0	80	1
佐賀	1	60	0	1
計	42	2,894	15,733	22,481

○看護系の実大学数は255大学(平成29年度4月1日現在)である。

都道府県	国立		公立		私立		合計	
	大学課程数	入学定員	大学課程数	入学定員	大学課程数	入学定員	大学課程数	入学定員
東京	2	95	1	80	22	2,121	25	2,296
千葉	1	80	1	80	13	1,265	15	1,425
兵庫	1	80	2	200	12	1,040	15	1,320
大阪	1	80	2	175	12	1,045	15	1,300
愛知	1	80	2	172	10	1,005	13	1,257
福岡	1	69	1	90	11	1,030	13	1,189
北海道	2	130	3	180	8	687	13	997
神奈川	0	0	2	190	10	890	12	1,080
埼玉	0	0	1	130	8	725	9	855
京都	1	70	1	85	7	560	9	715
広島	1	60	1	60	6	675	8	795
群馬	1	80	1	80	5	420	7	580
岐阜	1	80	1	80	5	410	7	570
青森	1	80	1	100	4	280	6	460
岡山	1	80	2	100	3	260	6	440
静岡	1	60	1	120	3	345	5	525
栃木	0	0	0	0	4	390	4	390
三重	1	80	1	100	2	180	4	360
新潟	1	80	1	95	2	165	4	340
奈良	0	0	1	85	3	240	4	325
宮城	1	70	1	95	2	150	4	315
石川	1	80	1	80	2	150	4	310
愛媛	1	60	1	75	2	160	4	295
茨城	1	70	1	50	2	160	4	280
福井	1	60	2	100	1	60	4	220
熊本	1	70	0	0	2	200	3	270
岩手	0	0	1	90	2	170	3	260
徳島	1	70	0	0	2	190	3	260
山梨	1	60	1	100	1	80	3	240
長野	1	70	1	80	1	90	3	240
秋田	1	70	0	0	2	150	3	220
沖縄	1	60	2	160	0	0	3	220
山口	1	80	1	55	1	80	3	215
滋賀	1	60	1	70	1	80	3	210
長崎	1	70	1	60	1	75	3	205
福島	0	0	1	84	1	80	2	164
鳥取	1	80	0	0	1	80	2	160
宮崎	1	60	1	100	0	0	2	160
島根	1	60	1	80	0	0	2	140
高知	1	60	1	80	0	0	2	140



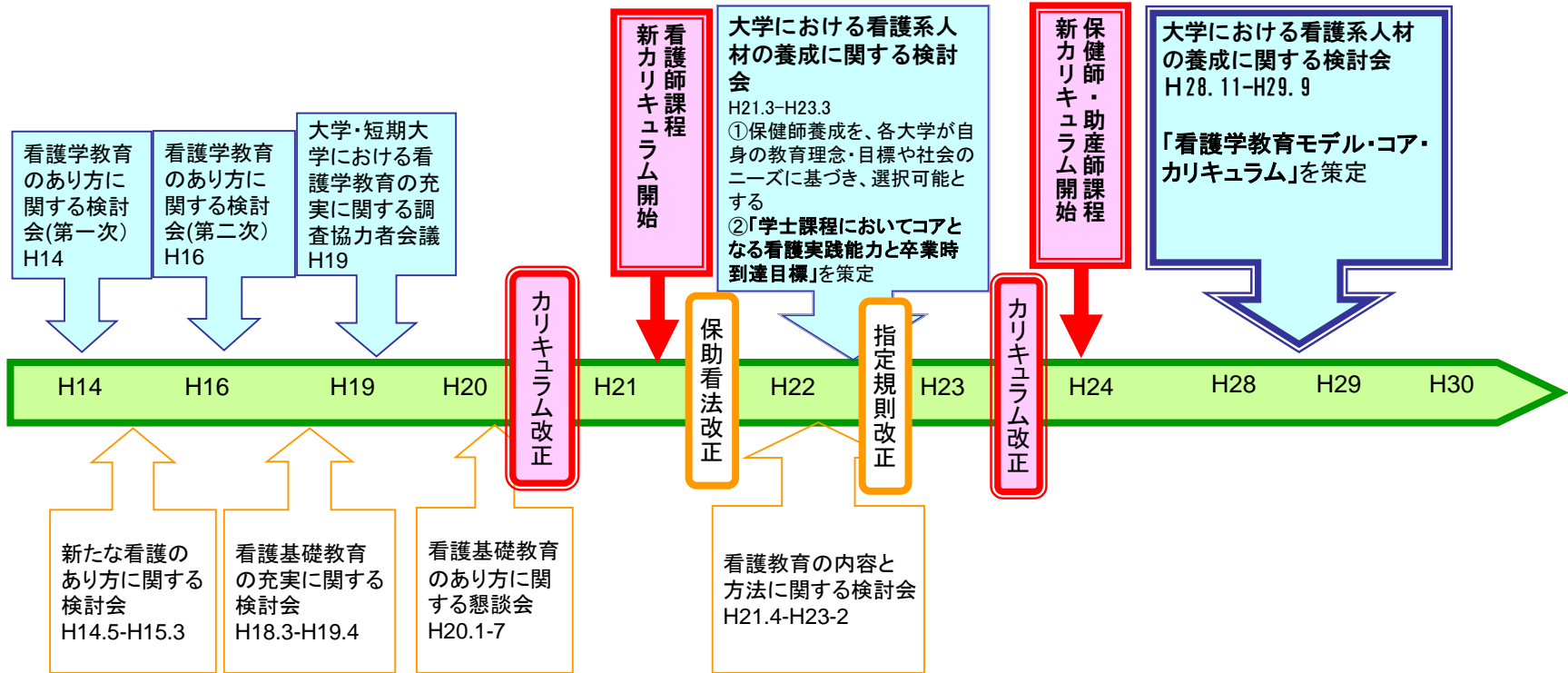
# 5. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム

～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～

# 近年の看護師等養成制度改革の動き

文部科学省関係

看護系大学における看護教育のさらなる充実



厚生労働省関係

# 大学における看護実践能力の育成の充実に向けて

看護学教育の在り方に関する検討会（平成14年3月）

目標

看護実践能力の「質」の  
継続的な向上

検討

## 臨地実習の改革

- 「知る」「わかる」から「使う」「実践できる」へ
- 各科目の単位認定から学生の総合的・段階的到達度評価へ
- 大学と実習施設の指導体制の基盤づくり

## カリキュラム改革

- 看護実践能力育成のための教育内容のコアの設定
- 教育内容の精選と各大学の特色ある教育
- 到達目標の明確化

## 教育の質の向上と改善

- 組織と教員個々の教育能力の向上
- 大学の基盤づくりの活動と人材育成目標の点検評価
- 教育の質改善を恒常的に図るシステム

# 学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標

## I 群 ヒューマンケアの基本に関する実践能力

- 1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力
- 2) 実施する看護について説明し同意を得る能力
- 3) 援助的関係を形成する能力

## II 群 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力

- 4) 根拠に基づいた看護を提供する能力
- 5) 計画的に看護を実践する能力
- 6) 健康レベルを成長発達に応じて査定(Assessment)する能力
- 7) 個人と家族の生活を査定(Assessment)する能力
- 8) 地域の特性と健康課題を査定(Assessment)する能力
- 9) 看護援助技術を適切に実施する能力

## III 群 特定の健康課題に対応する実践能力

- 10) 健康の保持増進と疾病を予防する能力
- 11) 急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力
- 12) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する人々を援助する能力
- 13) 終末期にある人々を援助する能力

## IV 群 ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力

- 14) 保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力
- 15) 地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力
- 16) 安全なケア環境を提供する能力
- 17) 保健医療福祉における協働と連携をする能力
- 18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力

## V 群 専門職者として研鑽し続ける基本能力

- 19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力
- 20) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力

ピンクで塗りつぶしの項目は、平成23年度 大学における医療人養成推進等委託事業「大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究」において、目標達成に対する教員の期待と学生の到達状況の認識が低い能力を示す。

## 各大学に求められる取り組み

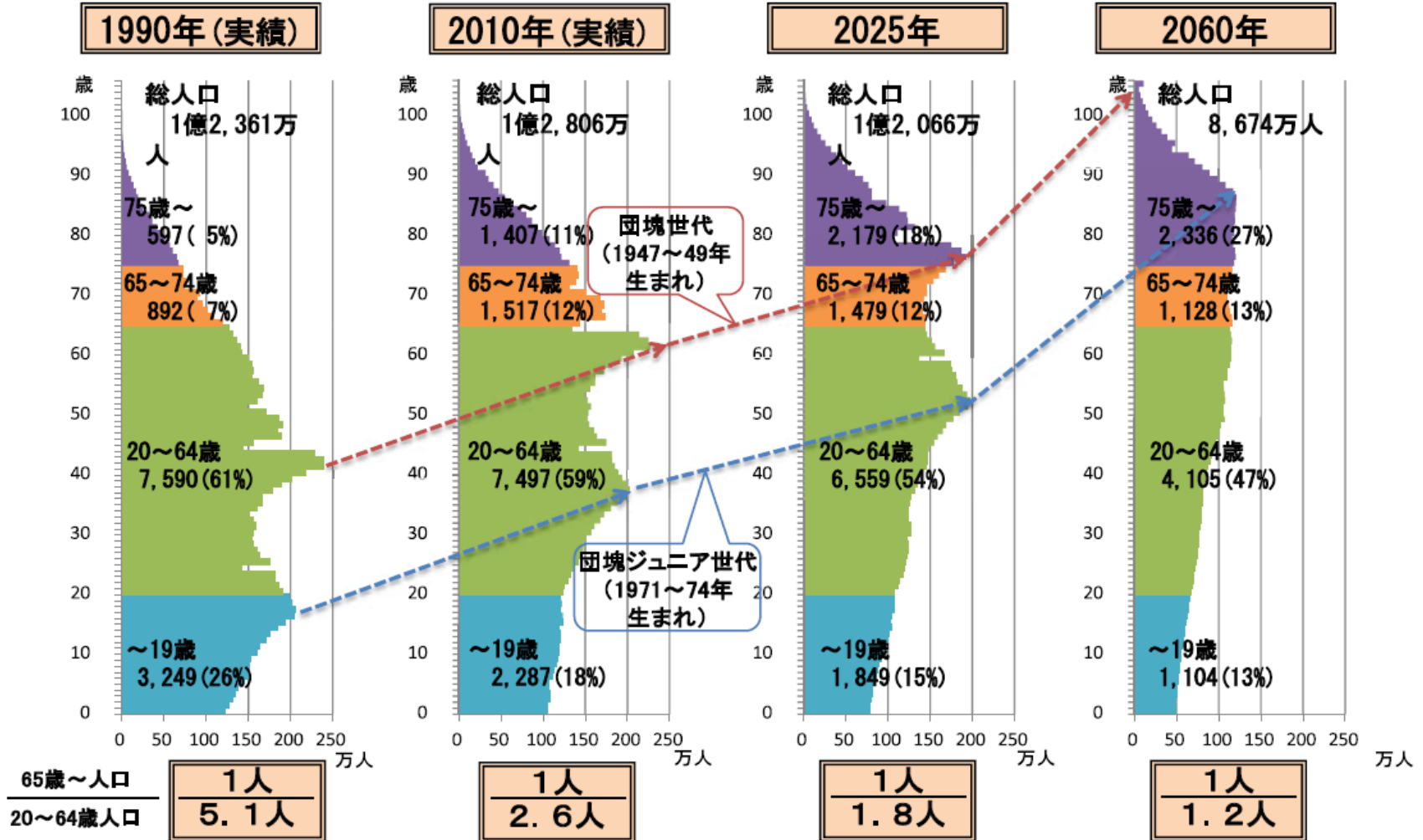
H23. 3

- ・学生の学修準備状況に合わせた効果的なカリキュラムや教授方法を開発・実施すること
- ・教員がそれぞれの専門領域の枠を超えて創造的な議論をし、連携していくこと
- ・専任教員としてカリキュラムの全体像を把握し、かつ、最新の知識技術を持って主体的に臨地教育に携わるような、実践と教育を兼務する教員（「臨地教員」）など、多様な人材が教育に参画すること
- ・取得可能な国家試験受験資格を得るに相応しい卒業時到達目標を明確に定め、それを実現する教育課程を構築すること
- ・シラバス等の公表や、教育成果の自己点検評価、相互評価等により教育課程の改善にとりくむこと
- ・学生、卒業生の評価を教育課程の改善に活かすこと

文部科学省においても、大学の教育課程を承認する際、授業概要やシラバス、実習体制に関わる書類等を通じて確認するなどし、教育の質保証を行う

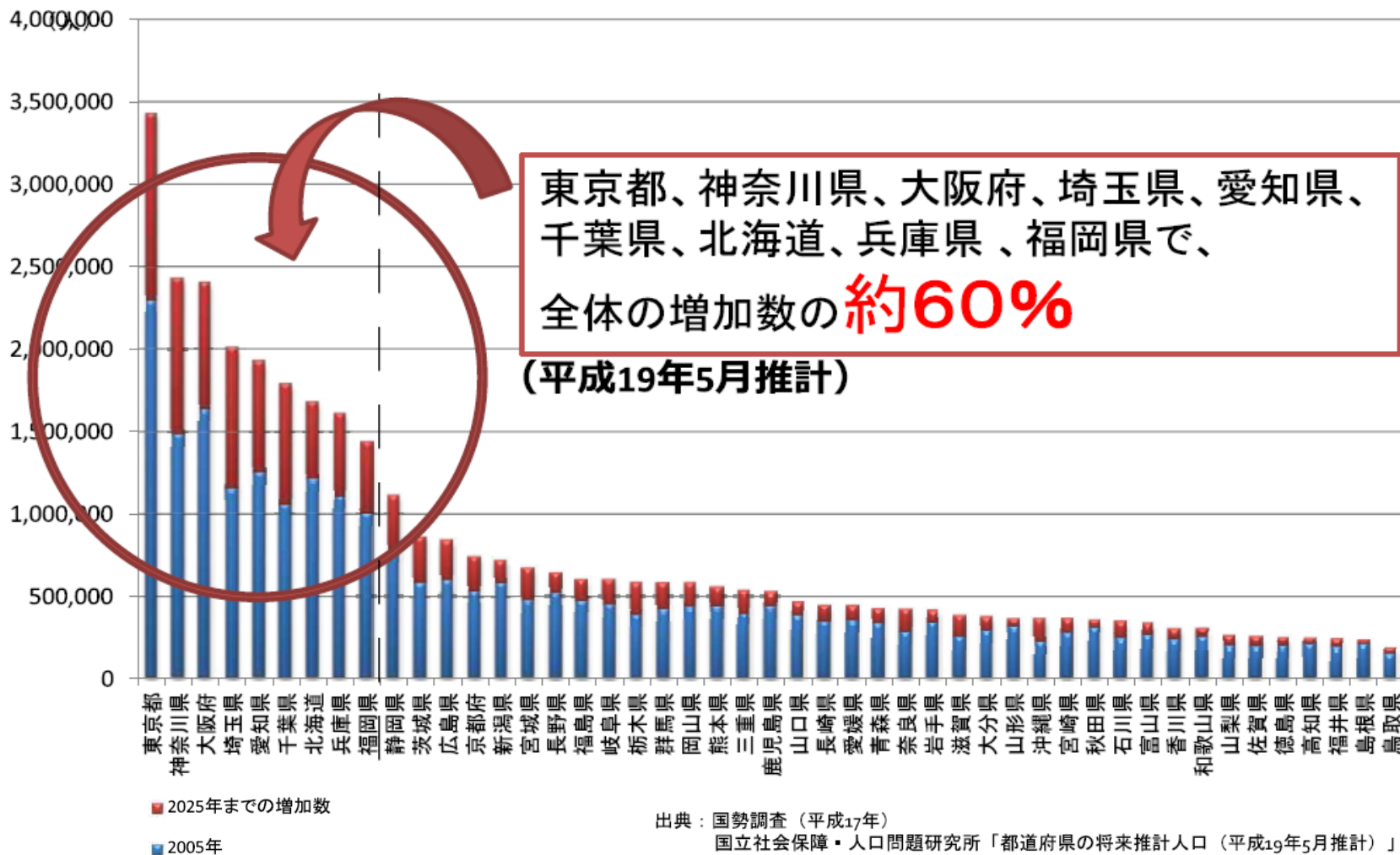
# 人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

# 都道府県別高齢者人口（65歳以上）の増加数 （2005年 → 2025年）

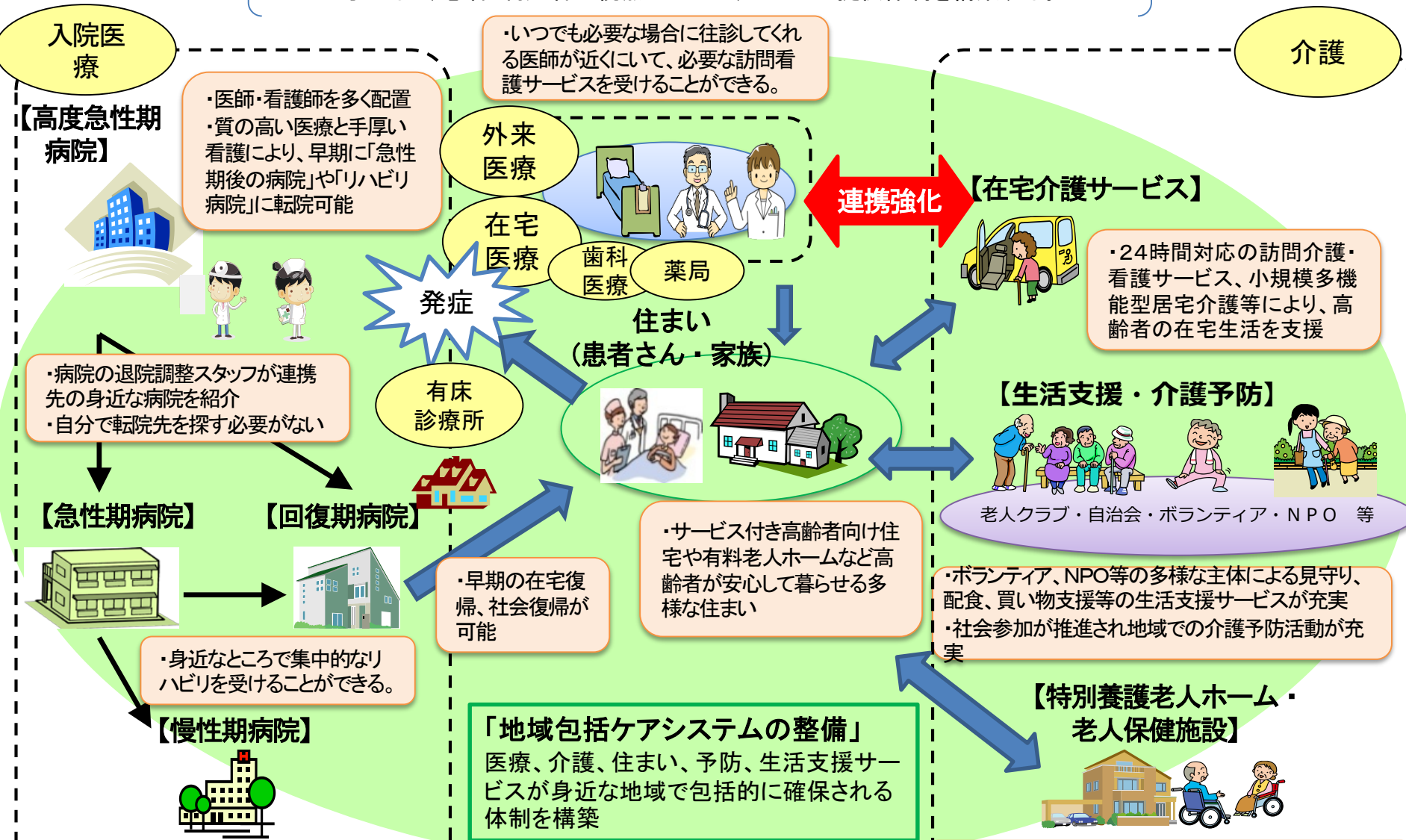




# 医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職(※)の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。

厚労省作成資料



※保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、社会福祉士、介護福祉士等



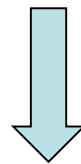
# 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会・看護学教育モデル・コア・カリキュラム策定ワーキンググループ

## 背景

- 平成4年「看護師等の人材確保に関する法律」施行後、看護系大学は持続的に増加している。
- 看護学教育の改善・充実に向け、平成23年に策定された「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」を踏まえ、各大学においてカリキュラムの充実等に取り組んできた。
- 平成23年以降、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を目指した社会保障・税の一体改革に示された医療系人材養成の在り方にも関わる制度面の変化が続いている。

## 課題

- 社会の変化に伴う看護職の役割発揮の方向性を踏まえた教育内容の見直しとその体系づけが求められている。
- 学士課程における卒業時到達目標のコアを定め、教育の質保証に向けた取り組みが求められている。



看護学教育モデル・コア・カリキュラム策定

## 看護学教育モデル・コア・カリキュラムの定義

看護系の全ての大学が看護系人材養成のための教育（保健師、助産師、看護師に共通して必要な基礎となる教育を含む）において共通して取り組むべきコアとなる内容を抽出し、各大学におけるカリキュラム作成の参考となるよう学修目標を列挙したものの。

# 看護学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

1. 基本的には、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」(H23年)を内包し、この看護実践能力の修得に必要な学修目標を、「**モデル・コア・カリキュラム**」として看護系大学関係者をはじめ広く国民に対して提示することを目的とする。
2. 平成23年以降の看護学や医療、社会の進展を踏まえ、新たに盛り込むべき事項を加える。
3. モデル・コア・カリキュラムの大学教育における位置づけ：  
各大学は、授業科目等の設定、教育手法や履修順序等を自主的に編成するものである。カリキュラム編成、評価の課程において、本モデル・コア・カリキュラムに示した学修目標を参考として活用することを期待。

# 看護学教育モデル・コア・カリキュラムの概要

- 多様なニーズに応える看護系人材を養成する教育内容
- 人々の主体性を尊重する看護を実践できる人材養成となる「ねらい」や「学修目標」とする
- 看護の対象理解に必要な基本的知識(解剖生理学・病態学・薬学等)や看護の基本となる専門基礎知識等に関する内容を充実
- 250校を超える看護系大学での実行可能性を考慮し、すべての学生が共通して修得することが求められる必須の内容を検討
- 学士課程における医療系人材養成として、将来的には医学教育、歯学教育、薬学教育のモデル・コア・カリキュラムとの同時改訂・一部共有化を見据えた構成

# ○看護職者として求められる基本的な資質と能力

1. プロフェッショナリズム
2. 看護学の知識と看護実践
3. 根拠に基づいた課題対応能力
4. コミュニケーション能力
5. 保健・医療・福祉における協働
6. ケアの質と安全の管理
7. 社会から求められる看護の役割の拡大
8. 科学的探究
9. 生涯にわたって研鑽し続ける姿勢

# 看護学教育モデル・コア・カリキュラムの構成

看護学教育モデル・コア・カリキュラム		医学教育モデル・コア・カリキュラム (H28年度改訂版)		歯学教育モデル・コア・カリキュラム (H28年度改訂版)		薬学教育モデル・コアカリキュラム (H25年度改訂版)	
看護系人材として求められる 基本的な資質・能力		医師として求められる 基本的な資質・能力		歯科医師として求められる 基本的な資質・能力		薬剤師として求められる 基本的な資質	
A	看護系人材として求められる 基本的な資質・能力	A	医師として求められる基本的な 資質・能力	A	歯科医師として求められる基本 的な資質・能力	A	基本的な事項
B	社会と看護学	B	社会と医学・医療	B	社会と歯学	B	薬学と社会
C	看護の対象理解に必要な基本 的知識	C	医学一般	C	生命科学	C	薬学基礎
D	看護実践の基本となる専門 基礎知識	D	人体各器官の正常構造と機能、 病態、診断、治療	D	歯科用医療機器(歯科生体材 料、歯科材料・器械)	D	衛生薬学
E	多様な場における看護実践 に必要な基本的知識	E	全身におよぶ生理的変化、 病態、診断、治療	E	臨床歯学	E	医療薬学
F	臨地実習	F	診療の基本	F	シミュレーション実習(模型実 習・相互演習(実習))	F	薬学臨床 ※コアカリキュラムとは別に 「薬学実務実習に関するガイ ドライン」を平成26年度に策 定
G	看護学研究	G	臨床実習 ※「診療参加型臨床実施実 習ガイドライン」(参考例)を 含む	G	臨床実習	G	薬学研究

## A 看護系人材として求められる基本的な資質・能力

- ねらい: 学士課程における看護系人材としての資質・能力を獲得するための学習内容とその到達レベルを定める。
- A-1 プロフェッショナリズム
  - A-1-1) 看護職としての使命、役割と責務
  - A-1-2) 看護の基盤となる基本的人権の理解と擁護
  - A-1-3) 看護倫理
- A-2 看護学の知識と看護実践
- A-3 根拠に基づいた課題対応能力
- A-4 コミュニケーション能力
- A-5 保健・医療・福祉における協働
- A-6 ケアの質と安全の管理
- A-7 社会から求められる看護の役割の拡大
- A-8 科学的探究
- A-9 生涯にわたって研鑽し続ける姿勢

## B 社会と看護学

- ねらい: 社会を形作る文化や制度と健康の関連について学び、看護学の基礎となる知識を修得する。また、社会における看護職の役割について学ぶ。
- B-1 人々の暮らしを支える地域や文化
- B-2 社会システムと健康
- B-3 社会における看護職の役割と責任

### B項目の焦点

- ・人の生活に影響する地域特性、地域・環境と健康との関係、ライフスタイルと健康の関係、社会資源、保健・医療・福祉制度の概要、疫学・統計、社会における看護職の役割、国際社会における看護



## C 看護の対象理解に必要な基本的知識

- ねらい: 人間の生活者としての側面及び生物学的に共通する人間の身体的・精神的な側面を統合して理解するために必要な知識を修得し、取り巻く様々な環境からの影響を受けて存在する人間を包括的に理解する。このような人間理解を基盤として、健康に関与するための看護の理論を学び、看護の基本を理解する。
- C-1 看護学に基づいた基本的な考え方
- C-2 生活者としての人間理解
- C-3 生物学的に共通する身体的・精神的な側面の人間理解
- C-4 疾病と回復過程の理解
- C-5 健康障害や治療に伴う人間の身体的・精神的反応の理解

## D 看護実践の基本となる専門的基礎知識

- ねらい: 看護学を構成する概念である人間、環境、健康、看護の理解を基盤として、課題解決技法等の基本を踏まえて、看護の対象となる人のニーズに合わせた看護を展開(実践)する能力を育成する。健康の段階、発達段階に特徴づけられる対象者のニーズに応じた看護実践能力を修得するとともに、組織における看護職の役割と対象者を中心とした協働の在り方を身に付ける。
- D-1 看護過程の展開の基本
- D-2 基本的な看護技術
- D-3 発達段階に特徴づけられる看護実践
- D-4 健康の段階に応じた看護実践
- D-5 心のケアが必要な人々への看護実践
- D-6 組織における看護の役割

## E 多様な場における看護実践に必要な基本的知識

- **ねらい:** 看護を提供する場は医療機関、在宅、保健機関、福祉施設、産業・職域、学校、研究機関等多様となっている。また、グローバル化により、在日外国人に対してや諸外国での保健・医療活動等、国境を越えた看護実践の機会も増えている。これら看護が求められる多様な場を理解するとともに、看護実践を行うために必要な専門知識を身に付け、対象者の特性を加味した上で場の複雑性を認識しながら、対象者のニーズに応えるための看護実践能力を理解する。
- E-1 多様な場の特性に応じた看護
- E-2 地域包括ケアにおける看護実践
- E-3 災害時の看護実践

### E項目の焦点

- ・多様な場の特性、住み慣れた地域で暮らしを続けるための看護、災害看護

## F 臨地実習

- **ねらい**: 臨地実習は看護の知識・技術を統合し、実践へ適用する能力を育成する教育方法のひとつである。看護系人材として求められる基本的な資質と能力を常に意識しながら多様な場、多様な人が対象となる実習に臨む。その中で知識・技術の統合を図り、看護の受け手との関係形成やチーム医療において必要な対人関係能力や倫理観を養うとともに、看護専門職としての自己の在り方を省察する能力を身に付ける。
- F-1 臨地実習における学修
- F-2 ケアへの参画

### F項目の焦点

- ・座学での学びを踏まえた看護実践能力の定着化、チームの一員としての自覚、医療安全

## G 看護学研究

- **ねらい:** 看護学研究の成果は、看護実践の根拠として看護の対象である人々への支援に還元される。また、社会における看護の必要性を示すとともに「看護」を説明することを可能にする。そのため、看護学の体系を構築する基盤となり、看護学の専門性の発展に貢献する。また、看護学研究の実践を通して、より良い看護を探求する課題解決の能力を向上させる。学士課程においては、将来的な種々の研究活動の基盤をつくることに焦点がある。
- G-1 看護研究における倫理
- G-2 看護研究を通じた看護実践の探究

# 自大学のカリキュラムと コアカリ、指定規則の対比について

- 注意！  
対比は、カリキュラム作成の始めにするものではない。  
3つのポリシー、養成する人材像に照らしてカリキュラム構築を！
- 自大学のカリキュラムで教えている内容にコアカリの内容が含まれているか否か。
- そのうち、97単位分は、指定規則の教育内容に当てはまるか？



# 今後の課題

- 教員組織が流動的である中で教育水準の維持
- 大学の理念と目標を踏まえた組織的な教育実施
- 根拠に基づく看護実践能力の修得を目指した教育実践の共有
- 学部教育と卒後の看護実践との乖離解消
- 臨地実習場の確保
- 看護研究の充実⇒看護学の体系化

ご清聴ありがとうございました。